

◆ デザイン料の処理

Q：当社は、医薬品の製造業者ですが、この度、薬品の箱のデザインを変更するため、デザイン料を支出しました。このデザイン料は、支出時に広告宣伝費として一括して損金算入してもよいでしょうか。

A：広告宣伝費ではなく、商品の製造原価として処理することになります。

【解説】

薬品箱のデザイン料については、広告宣伝のための費用というよりは、薬品箱の機能の一部を構成するための費用、すなわち、薬品箱の製作のための費用となります。

したがって、その費用は広告宣伝費として一般管理費に計上すべきものではなく、薬品箱の製作原価になり、その結果として商品の製造原価を構成することになります。

このデザイン料の製造原価への配賦の方法は、デザインの内容に応じて次のようになります。

- (1) デザインが意匠登録されるものである場合
無形固定資産（意匠権）の取得価額として、減価償却の計算を通じて製作原価に配賦
- (2) 意匠登録されないまでも、そのデザイン料がデザインの使用の対価としての性格を有する場合
使用できる期間に応じて製作原価に配賦
- (3) その他の場合
原則として支出時の製作原価

